

# 変わります！人に寄り添うJALに

9月5日、日本航空ユニオンの第16期定期大会を開催します。

第15期は、23年末に係数での満額回答を勝ち取り、その時問題になったシニアの一時金についても、改善させることができました。春闘では33年ぶりの高水準のベースアップを実現、また久しぶりに整備の手当が新設されるなど、労働組合としての実りのある一年でした。

一方で、23年度の年間一時金は業績で勝るANAグループに差を付けられ、今年度も業績連動の一時金が提示され、夏の一時金は最低限の係数2.0ヵ月にとどまりました。

私たちは、航空業界の魅力を高めるため、もっと職場環境を改善し、もっと働く人に寄り添ったJALに変わることを望んでいます。今までと違うJALになったと思えることが一つでも増えるように会社に働きかけていきます。

今後も私たちの続けてきた運動に自信を持ち、それをさらに発展させることが、航空の安全、生活の安心につながります。

大会ではこれからの活動内容や会計、規約について議論します。「組合役員の活動補償」に関する規約改定の説明をしますが、それだけではなく、みんなが取り組める活動について良いアイデアがあれば大会で提起してください。そのためには職場討議で多くの組合員の意見を集めることが大切です。大会代議員にみなさんの声をお寄せください。

## 第16期 定期大会公示

組合規約第18条の定めに基づき、第16期定期大会の開催を公示する。

記

1. 開催理由

組合規約第18条の定めによる。

2. 日 時

2024年9月5日（木）10:00～17:00（予定）

3. 場 所

航空連「フェニックスビル」3階会議室

4. 主な議題

- (1) 一般経過報告
- (2) 第15期運動総括・第16期運動方針について
- (3) 第15期会計決算・第16期予算について
- (4) 組合規約の改定について
- (5) 中央執行委員羽田支部兼任者の任命
- (6) その他

2024年8月6日

航空連 日本航空ユニオン  
中央執行委員長 佐藤 健司



# 第 16 期定期大会での規約改正

組合規約の改正は組合大会での投票が必要です。9月5日、第16期定期大会での改正に向け、第15期の中執会議で議論し、必要となった改正内容を以下に提起します。(アンダーライン部分が改正内容)

## 1. 役員活動費について

規約・規程	現行	改正内容	理由
<b>会計細則</b> <b>支出基準</b> <b>第 2 条</b> <b>「役員活動費」</b>	次の組合役員に対して役員活動費を支給する。 1. 執行委員長 月額 10,000 円 …… 6. 航空連幹事 月額 5,000 円 7. 執行委員 月額 4,000 円 …… 2 この条による役員活動費は併給せず、高額のほうを支給する。	次の組合役員に対して役員活動費を支給する。 1. 執行委員長 月額 10,000 円 …… 6. 航空連幹事 月額 5,000 円 7. <u>安全会議幹事</u> <u>月額 5,000 円</u> 8. 執行委員 月額 4,000 円 (以下、連番のみ変更) 2 この条による役員活動費は併給せず、高額のほうを支給する。 <u>ただし、中央執行委員もしくは支部委員が航空連幹事または安全会議幹事として任務を遂行する場合には、役員活動費として追加で 2000 円を支給するものとする。</u>	現在本部役員の中から航空連幹事、安全会議幹事を派遣しています。また、支部委員が安全会議の支部で幹事の任務を遂行しています。これまでは役員ではない組合員が航空連に派遣されることを想定して、月額 5,000 円の役員手当が設定されていました。しかし現状、本部役員の中から航空連幹事を選出しているため、JLU の執行委員会に加えて、航空連の幹事会、三役会議などに出席しています。その他にもメールの確認、書類作成も頻繁に行うため、JLU の執行委員のみの役割と比べ、負担が大きくなっています。安全会議幹事も同様の理由で役員手当を追加します。 中央執行委員、支部委員が兼務した場合、その負担を考慮し月額 2000 円を追加支給します。

## 2. 休日活動補償について

規約・規程	現行	改正内容	理由
<b>会計細則</b> <b>支出基準</b> <b>第 4 条</b> <b>「休日活動補償」</b> <b>改訂後</b> <b>「休日活動補償・時間外活動補償」</b>	組合役員が休日(公休、調整公休、季節休暇、年休)または夜勤の前後に組合活動(会議、作業)を行った場合は休日活動補償を支給する。 …… 3 支給対象者が、中央執行委員会、支部委員会、大会、中央委員会、合宿、産別会議等に出席または作業の為に公休、年休・半年休・調公・特別休暇等を使用した場合、休日活動補償の支給対象とする。休日活動補償については3時間以上の会議または5時間以上の作業を対象とする。 4 補償額 1. 休日活動補償: 10,000 円/日 2. 年休・調整公休・特別休暇(季節休暇、創立記念日休暇、等) 10,000 円/日 3. 半年休 5,000 円/日 4. 夜勤前後手当: 夜勤の前、または後(夜勤に続けてでなくても良い)に作業や会議に3時間以上参加したとき。(集会やピラマキなど職場参加の取り組みの場合は除外) 5,000 円/回 5. 遅番前手当: 2,000 円/回	組合役員が休日(公休、調整公休、季節休暇、年休)または夜勤の前後に組合活動(会議、作業)を行った場合は休日活動補償を支給する。 <u>また、勤務前後に会議・交渉に参加した場合は時間外活動補償を支給する。</u> …… 3 支給対象者が、中央執行委員会、支部委員会、大会、中央委員会、合宿、産別会議等に出席または作業の為に公休、年休・半年休・調公・特別休暇等を使用した場合、休日活動補償の支給対象とする。休日活動補償については3時間以上の会議または5時間以上の作業を対象とする。 <u>また、就業時間の前もしくは後に会議・交渉に参加した場合は、時間外活動補償の支給対象とする。</u> <u>休日活動補償と時間外活動補償の併給はしないものとする。</u> 4 補償額 1. 休日活動補償: 公休・年休・調整公休・特別休暇(季節休暇、創立記念日休暇、等) 10,000 円/日 2. 休日活動補償: 半年休 5,000 円/日 3. <u>時間外活動補償: 1,250 円/時</u>	団体交渉は組合の主張、職場の声を経営に届ける重要な場です。団交は、私たちの要望が受けとめられ、朝の早い時間に設定されることが多くなってきました。例えば、朝9時からの交渉ならば、夜勤明けの執行委員は参加しやすく、これまで休日活動補償(夜勤前後手当)の 5,000 円が支給されていました。一方で、遅番前に参加する場合、その後深夜まで働くことになり、非常に負荷が高くなります。2,000 円の遅番前手当がありましたが、長い拘束時間を考慮し、不足と判断しました。 また、2 交代勤務の E 勤務後に執行委員会に参加することもあります。それに対し早番後手当も検討しましたが、手当の種類が増え、煩雑になるため、「時間外活動補償」を新設することとしました。この手当は会議・交渉の参加を促すことが目的のため作業については対象外とします。 補償額については、これまでの夜勤前後手当が 5,000 円/回で、執行委員会が 4 時間程度ということと、東京都の最低賃金が 1,163 円で今後も上がるを見越して 1,250 円としました。